平成２８年（フ）第２１号
沖縄県中頭郡北中城村字熱田2024番地４
債務者　友利美智代
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３２号
栃木県宇都宮市末広２丁目13番17号　末広市営住宅１号棟302号室
債務者　水本真由美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０号
宮城県白石市東大畑87番地　雇用促進住宅１－407　小熊歩美方
債務者　佐久間えつ子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第２４２号
秋田市濁川字堀尾田44番地14　サンパティークＦ203
債務者　豊沢　由一
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２５号
福島県伊達市月舘町御代田字岩内16番地　市営住宅岩内16号
債務者　佐藤　　力
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４号
福島県いわき市小川町高萩字下川原119番地の３
債務者　草野　友子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１０２号
千葉県木更津市八幡台３丁目23番13号
債務者　阿部　信也
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１０３号
千葉市若葉区中野町2437番地
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１１１号
千葉県木更津市真里谷4544番地
債務者　尾幹耕一郎
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４号
千葉県木更津市新田２－３－16、住民票上の住所千葉県木更津市羽鳥野２丁目23番地６
債務者　池田　純子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１０号
千葉県君津市平山285番地１　平山団地
債務者　畠山　邦夫
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１５号
長野県松本市双葉５番117号
債務者　齊藤美由樹（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３７１号
滋賀県高島市今津町弘川77番地２　武末団地２－505号、前住所滋賀県高島市今津町南新保443番地49
債務者　山本　勝則
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７２号
大津市月輪３丁目12番43号　リアルコンフォートⅡ102、前住所大津市一里山４丁目28番30号　第２松田マンション206号
債務者　佐野　洋一
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３９号
鳥取県米子市旗ヶ崎８丁目10番26号
債務者　江角　明宏
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３号
鳥取県境港市米川町68番地１　サンパティオⅡ　201号室、前住所鳥取県境港市京町200番地　コーポサンフラワー201
債務者　池田　美希
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８４４号
広島市佐伯区八幡東２丁目13番14－６号、申立時の住所広島市佐伯区八幡東２丁目15番22号
債務者　加藤みどり
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部